

平成24年 第1回 定例会

田原本町議会会議録

平成24年3月1日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 局長補佐 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 上田繁君
住民福祉部長 平井洋一君	産業建設部長 高村吉彦君
上下水道部長 取田弘之君	秘書広報課長 寺田元昭君

監査委員	植 宏 君	教育委員長	森 章 浩 君
教育長	片 倉 照 彦 君	教育部長	福 井 良 昌 君
会計管理者	小 泉 義 次 君	選挙管理委員会 事務局長	駒 井 啓 二 君
農業委員会 事務局長	住 井 康 典 君		

平成24年田原本町議会第1回定例会議事日程

3月1日（木曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○休 憩（日程の説明）

○同 第1号 田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めること
について

- ・提案理由の説明
- ・採決

○発議案の一括上程（発議第1号より発議第3号までの3議案について）

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○議案の一括上程（報第1号より議第19号までの21議案について）

○町長より提案理由の説明

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

(追加日程)

○発議第4号 公的年金の削減に反対する意見書

- ・趣旨説明
 - ・質疑
 - ・討論
 - ・採決
-

午前10時00分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより平成24年田原本町議会第1回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成24年田原本町議会第1回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げます。また、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

昨年は東日本大震災・原発事故・紀伊半島における豪雨災害など日本全体が重苦しく、「絆」という言葉に象徴されますように、人と人とのつながりの大切さを真に知る年でありました。日々の復興に安堵を感じるものの、まだまだ傷の癒えぬ人々がおられることを忘れてはならないと思います。

さて、本会は本年初の定例会であり、新年度に向けて田原本町の方角を皆様にご審議していただく議会でございます。地方分権の推進、少子化、高齢化、住民意識の多様化など、時代の要請に応じた行政運営に取り組んでまいり所存でございます。

今期定例会におきましては、平成24年度各会計予算案を始め22議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

会 期 の 決 定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から13日までの13日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は13日までの13日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。
11番、松本美也子議員、12番、小走議員、13番、吉川議員、以上の3名の方をお願いいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（松本宗弘君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 榎 宏君 登壇）

○監査委員（榎 宏君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、去る12月26日、1月25日、2月27日に、議会選出委員とともに実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する11月30日、12月31日並びに1月31日現在の出納状況について検査いたしましたところ、検査現在日での現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高と符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 日程の説明の間、暫時休憩いたします。

(監査委員 榎 宏君 退席)

午前10時04分 休憩

午前10時06分 再開

○議長(松本宗弘君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

同第1号 田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の
同意を求めることについて

○議長(松本宗弘君) 同第1号、田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の
同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(松井敦博君) それでは議案を朗読させていただきます。

同 第1号

田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めることについて
次の者を田原本町政治倫理審査会の委員に委嘱したいので、田原本町政治倫理条
例(平成11年12月田原本町条例第25号)第5条第3項の規定により議会の同
意を求める。

平成24年3月1日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 奈良市登美ヶ丘3丁目12番2号

氏 名 かわ さき よし のり
川 崎 祥 記

生年月日 昭和25年1月27日

住 所 奈良市佐保台3丁目902番地の275

氏 名 ひら まつ つよし
平 松 毅

生年月日 昭和13年2月25日

住 所 田原本町大字阪手138番地の48

氏名 榎 宏
生年月日 昭和15年12月16日

住所 田原本町大字笠形308番地
氏名 上田 江見子
生年月日 昭和15年12月5日

住所 田原本町大字阪手685番地の8
氏名 北浦 佐多子
生年月日 昭和18年2月7日

住所 田原本町大字佐味643番地の2
氏名 山田 至 完
生年月日 昭和24年6月22日

住所 田原本町大字十六面283番地の1
氏名 竹村 佳也
生年月日 昭和17年10月6日

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第1号、田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本案は田原本町政治倫理審査会の委員の任期満了に伴いますもので、奈良市登美ヶ丘3丁目12番2号、川崎祥記氏、昭和25年1月27日生まれ、奈良市佐保台3丁目902番地の275、平松 毅氏、昭和13年2月25日生まれ、田原本町大字阪手138番地の48、榎 宏氏、昭和15年12月16日生まれ、田原本町大字笠形308番地、上田江見子氏、昭和15年12月5日生まれ、田原本町大字阪手685番地の8、北浦佐多子氏、昭和18年2月7日生まれ、田原本町大字佐

味643番地の2、山田至完氏、昭和24年6月22日生まれ、田原本町大字十六面283番地の1、竹村佳也氏、昭和17年10月6日生まれを適任者として委嘱いたしたく、田原本町政治倫理条例第5条第3項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。まして、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めることについては、提案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 異議じゃないんです。確認だけさせてほしいんです。

寺田町長になられてから各種委員を任命する中で、70歳を定年というようなことで、一時期、一生懸命頑張っておられる方が今度改選になったんだというような話があったと私は記憶しているんですけども。

この委員につきまして、いつとき言われていた70歳定年じゃなくて、それを変えられたのかどうかと。それで、どこまでいかれるのかというところを説明お願いしたいんですけども。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり70歳というのは私も聞いたことはあります。しかし、現在におきまして、今回75歳ということを決めさせていただきました。

これにつきましては、すべてが75歳ということではございません。今町長の説明によりまして上の方もおられます。ただ、この分につきましては、県下では奈良市さん、斑鳩町さんが一応規程をこしらえております。県条例もあると考えておりますけれども。

今回、田原本町につきましても75歳を一応目途という形で、今年の4月から一応やっていきたいと考えております。現在その内規的なものをこしらえて、また決裁を上げる予定をしております。

以上でございます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「はい」と吉田議員呼ぶ）

ご異議なしと認めます。よって、同第1号、田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めることについては、川崎祥記君、平松 毅君、榎 宏君、上田江見子君、北浦佐多子君、山田至完君、竹村佳也君に同意することに決しました。

（監査委員 榎 宏君 着席）

発議案の一括上程（発議第1号より発議第3号までの3議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第1号、こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書から発議第3号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書までの3議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第1号、こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書から発議第3号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書までの3議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号より発議第3号までの3議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際、議案の朗読を省略いたしまして、各々提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第1号について、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） おはようございます。

それでは今期定例会に提出させていただきました意見書、こころの健康を守り推

進する基本法の制定を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

我が国では年間自殺者が3万人を超えるなど、先進国で最悪の状況になっております。まさに、「国民のこころの健康危機」と言える状況が続いております。

心身の健康は国民一人ひとりの最低限の権利であるとともに、社会の活力と発展の基盤です。現在、我が国では精神疾患が国民の生命と健康を脅かす3大疾患の1つとなっております。しかしながら、我が国の精神疾患対策、すなわち、こころの健康政策の位置づけは、他の先進諸国に比べ著しく低く、社会としての取り組みが大幅に遅れておるのが現状でございます。

3大疾患の1つとしての精神疾患にふさわしいサービスの量と質を確保し、こころの健康について、いつでも、どこでも良質のサービスが受けられることができるという国民のニーズに応える社会が実現できるよう、国は、こころの健康政策の位置づけを高め、そのサービス提供の体制を基本的に改革する必要があります。

よって、その重要性にふさわしい、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求めるものでございます。

以上が私の趣旨説明でございます。議員各位におかれましては、ご理解をいただきまして、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第2号について、12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） おはようございます。

それでは、拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書について趣旨説明をさせていただきます。

人権については憲法で保障されております。「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない」、侵すことのできない永久の権利として認められております。これは国家権力や法律でも奪ったり制限できないことを明確にし、本当に我々国民にとって、人間として重要な権利でございます。

今般2月22日の産経新聞に、小川敏夫法務大臣が2月21日の衆議院予算委員会で人権侵害の是正を図る人権救済機関、人権委員会の新設について設置する必要

があると強調しました。新制度創設のための人権救済機関設置法案（仮称）の今国会提出に意欲を示しております。

さらに小川氏は、定住外国人の参政権付与に賛成する立場を表明し、将来的に地方参政権が付与された場合について、地方に置く人権擁護委員に外国人が選任されるかについては、「自動的なものではない。公職選挙法が変わったときに議論の必要がある」と述べておられる。これに対して、自民党の柴山昌彦氏は、「人権の解釈は多義的になっている。統一的な機関を設置すると逆差別の危険性が出てくるとして慎重な対応を求めた」との記事が掲載されました。

外国人に地方参政権が与えられ、首長が外国人になったり、人権委員会委員が外国人になったとき、例えば今問題になっております北朝鮮による拉致問題を批判したところ、差別だと告発され、拉致被害者の活動ができなくなる。国民の言動を日常的に調査監視し、人権委員会が突然令状なしの立ち入りや、文書の押収を行うことになれば、表現の自由は圧殺され、自由で民主的な社会は根底から崩壊することになります。地方自治体としても、各地に人権事務を扱う法務局、並びに人権擁護委員が配置されていることから看過できない問題であります。人権の尊重は住民生活にも関わる基本的かつ重要な問題である。

以下の点につき疑義があり、このたびの法案提出には賛成できません。

1、年間発生する約2万件余りの人権侵害事件のほとんどが現行人権擁護制度で解決しており、また児童虐待防止法や配偶者からの暴力防止法、障害者虐待防止法など、人権侵害を具体的に取り締まる多くの個別法が存在している今日、新たに人権侵害を救済しなければならない法案をつくることは屋上屋を重ねるものであり、法案の必要性は理解しがたい。もし、個別法に時代の進展と実情にそぐわない点があれば個別法の改正で不備を補うべきである。

2、この法案は平成17年当時、人権擁護法案として立法化の動きがあり、人権侵害の定義が大ざっぱで、あいまいであることにより、言論の自由を踏みにじり、自由社会を破壊するもので、かえって人権弾圧を招きかねないとして、多くの識者や議員から批判を受け、見送られた経緯がある。法務省が発表した基本方針では、法案の詳細は不明であり、法案の疑義は依然解消されていない。

3、法務省の目指す人権侵害機関は国家行政組織法第3条に基づくもので、「3

条委員会」としておりますが、そもそも3条委員会は内閣の指揮監督を受けない強い権限を持つ独立機関であって、行政権は内閣に属する憲法第65条や、内閣は行政権の行使について、国会に対して連帯して責任を負う憲法第66条の規定の観点からも、憲法も相当の理由がない限り、安易な設置は認められない。にもかかわらず、法務省は人権侵害の定義を始め詳細を明らかにしないまま、新たな人権救済機関を国の独立機関として強引に設置しようとしており、これは容認できません。

4、厳しい財政事情から行政改革が叫ばれ、また東日本大震災の復興に国の予算を傾注しなければならない時期に、国家予算を投じて新たな行政組織をつくることは時代に逆行するものである。

よって、本議会として、政府、国会、法務省に対し、新たな人権機関を設置することに反対意見を表明するものであります。

議員各位におかれましては、ぜひご賛同いただきますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第3号について、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第3号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

障害者権利条約の批准に向け、障がい者制度改革推進会議が昨年開催され、障がい者、障がい者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者など、55人からなる総合福祉部会で議論が交わされ、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられ、内閣府担当大臣に手渡されました。

この提言は、障害者権利条約を指針としてまとめられました。障害者基本条約は、だれもが特別な支援を受ける権利を持ち、かつ、特別な支援を受けることが通常の世界からなる排除をも意味しない社会を目指しています。そのために6つの提言をしています。

1番目は、障がいはだれにでも起こり得るという前提で、障がいがあっても市民として尊重され、社会参加するには平等性と公平性が確保されていること。

2番目、すべての障がい者を障がいの種類に関係なく、障害者福祉政策の対象とし、学齢期での学校生活と放課後、卒業後と就労などの制度間で発生する空白の解

消を図ること。

3番目、どこに住んでいても一定の水準の支援が受けられ、障がい種別間の市町村間のサービス格差をなくすこと。

4番目、精神障がい者の社会的入院や、長期施設入所を解消し、家族依存されている介助を解消すること。

5番目、一人ひとり様でない個別ニーズを尊重した支援システムを開発し、支給・決定に本人の希望や意思が表明できるシステムにすること。

6番目、OECD諸国の平均並みの障がい福祉予算を確保することの内容となっています。

現在の制度の狭間で、不都合が生じている状況を解決する方向性が示されています。これまでにない幅広い障がい者、関係者の意見が反映された、この提言に基づく障害者総合福祉法が制定されることは、障がい者の暮らしの向上などに大きく貢献するものと期待しております。

提言の内容を濃く反映した障害者総合福祉法が速やかに提案され、制定されることを本町議会としても後押ししていただきたく、提案いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） ただいまの各々の趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 次に原案に賛成者の発言を許します。1番、森井議員。

（1番 森井基容君 登壇）

○1番（森井基容君） 拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書について、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

私は、最初の人権侵害を救済する機関を新たに設置すると聞かせていただいたときに、大きな問題はなさそうに思いました。しかし、一方で人権擁護施策推進法、人権擁護委員法、児童虐待の防止等に関する法律、ストーカー規制法、高齢者虐待

防止法等々、人権擁護のための法律は多数制定されているにもかかわらず、なぜ新たな機関が必要であるのだらうと、そういった素朴な疑問を抱きました。

必要があつて現行法が多数制定されているわけで、また運用されているわけですから、新たな課題や問題点が生じれば、現行法の改正で対処すれば済む話ではないかと考えたからであります。

そこで、私はこの件について法務省の資料等を見させていただきながら、自分の考えや態度を整理しようといいたしました。いくつかの問題点、疑問点がそんな中で浮かび上がりました。

法務省は人権擁護推進審議会の答申で、我が国において数々の人権問題が起きていることを指摘した上で、実効的な救済をするためには、新たな救済機関の設置が必要であるとの提言を人権救済機関設置の必要性の理由として挙げています。しかし、法務省には全国の市町村に約1万4,000名の人権擁護委員を配しておられる人権擁護機関、人権擁護局を設けておられて、相談・調査・救済・啓発の各活動をしておられます。

先の提言では、現在実効的な救済がなされていないというふうにも読み取れるわけではありますが、だとするならば、なぜ現行の組織強化の取り組みをしないのでしょうか。また、それに無理があるとするならば、現行の組織をいったん解体し、抜本的な改革をするような取り組みをなぜしないのでしょうか。これは無駄を省くという行政改革の精神とも相矛盾するものであります。

同じ問題に対して複数の組織があれば、指揮命令系統は混乱し、責任の所在もはっきりしないことになるのは、原子力安全保安院と原子力安全委員会の例を見ても明らかではないかというふうに考えます。

国家行政組織法の第3条第2項の、いわゆる3条委員会とすることについて、法務省は、「新たな人権救済機関は政府からの独立性を有し、中立・公正さが制度的に担保された組織とすることが要請されているため」と説明しています。

現在この3条委員会には、人事院や国家公安委員会、公正取引委員会等、7つのものがあるとされています。あくまで例外的な組織で内閣の所轄のもとにあるが、内閣から独立して職権を行使する機関で、内閣の指揮監督権が及ばず、責任も負わないものということができます。国会によるコントロールの外に置かれた組織とい

うふうにも考えられます。

このような組織を中身もはっきりさせない中、拙速に設立しようとする対しては、どうしても納得がいかないものであります。

人権侵害を受けた人の救済が現行の司法制度では時間がかかり過ぎ、人権擁護が十分でないとか、当事者の負担が重い等の見解がありますが、法治国家において裁判所以外の者が公正な判定を下すことがあっていいものでしょうか。大変疑問に思います。

その他、懸念事項がいくつも挙げられますが、法務省自身のQ&Aのコーナーで、「外国人が人権擁護委員になることはない」というふうな模範回答をしながら、一方で、外国人の地方参政権の付与との関連では、「その検討過程で改めて議論される問題です」というふうに答えが出ています。これは同じ法務省で扱いながら、同じような質問に対して、矛盾とも思える答えをホームページに載せておられるのが一例となります。

このように、さまざまな問題を抱える中、法務省は強行突破をしようとしています。このような拙速な取り組みは、決して国民、ひいては本町町民の利益にもつながらないものと考えますので、拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書に私は賛成いたします。

議員各位におかれましてもよろしくご判断いただき、ご賛同いただきますことをお願いして、賛成の討論とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論ありませんか。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは、発議第1号、こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書への賛成討論をさせていただきます。

引きこもり、過労による自殺、過度に求められる自己責任、競争社会でのあつれきなど、こころの病気は、いつ、だれに降りかかってくるかわからない状態の社会になっています。精神疾患を患う、決して他人事ではありません。その上、精神疾患への差別や偏見はいまだに強く、精神疾患を患った当人だけでなく、家族も大変な負担を背負っています。

当事者や家族、精神科医ら90人が、こころの健康政策構想会議を結成し、現在

は、こころの健康政策構想実現会議に名前を変え、基本法制定に向け、全国各地で署名活動に取り組んでおられます。3大疾病にふさわしい、高質で効率的な精神保健医療を実現するためにも本議会が国に対し、基本法の速やかな制定を求めるよう意見表明することを求めるものです。

日本共産党は基本法を定め、精神保健医療の実現を求めると同時に、過労や過度な競争で精神疾患を引き起こす労働環境を改善すること。過度に競争を強調し、勝ち組、負け組をつくる教育環境、社会状況を改善すること。競争よりも助け合いを大切にす社会、精神疾患を引き起こさない社会を実現することの大切さを訴えて、本意見書への賛成討論といたします。

引き続き、発議第2号、拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書への賛成討論をさせていただきます。

日本政府は、国連人権委員会から刑務所や入国管理官署での人権侵害に有効に対処できていないとして、政府から独立した救済機関を設置するよう勧告を受けています。その点では、人権救済機関を設置して、裁判所とは別に救済機関をつくって、迅速、的確に対処する責務を負っています。

そんな中で昨年12月、法務省が人権救済機関設置法案の概要を発表し、先月には小川法相が今国会への提出意欲を表明しました。しかし、現在検討されている人権救済機関設置法案概要には、人権や差別についての明確な規定がないことから人権侵害の内容があいまいな状態です。このようなあいまいな規定をもとに、迅速、的確に対処された場合、その目的に反して憲法が保障する言論、出版の自由、基本的人権が侵害されるおそれを否定できません。各方面から心配する声が上がっています。

その点では、提案者が申されたように人権救済機関の設置自体に反対する、あるいは内閣の一機関として設置すべきだと、内閣の外へ置かれた場合、国会が管理できないという主張には、私は賛同はできません。しかし、今回提案されようとしている中身には賛同はできませんし、本当に国内外でいろいろな人権救済機関についての議論を交わすことが必要ではないかと思うわけです。

本議会からは刑務所や入国管理官署など、公権力による人権侵害をも対象に含めた人権侵害内容を明確に規定し、政府から独立した機関を設置することを求める意

見を表明することを求めて、賛成討論といたします。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第1号、こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第2号、拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第3号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしておりますとおり、発議第4号、公的年金の削減に反対する意見書が提出されました。よって、この意見書を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、これより発議第4号、公的年金の削減に反対する意見書を日程に追加し、議題といたします。

発議第4号 公的年金の削減に反対する意見書

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。本議案については、この際、議案の朗読

を省略いたしまして、直ちに提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

提出者より趣旨説明を求めます。9番、吉田議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番(吉田容工君) それでは発議第4号、公的年金の削減に反対する意見書について趣旨説明をさせていただきます。

今、大多数の高齢者の生活は年金で成り立っています。しかし、その受給額は単身世帯では年収50万円から100万円未満が最も多く、150万円未満が半数以上を占めています。本町の65歳以上の方では、40%以上が年収80万円以下となっています。

そんな中、今、政府は税と社会保障の一体改革を標榜し、年金支給額を大幅に減らそうとしています。これは厳しい高齢者の生活実態をさらに追い詰めることとなります。そして年金受給額の減少は、地域経済の縮小をもたらし、老後生活への不安を助長することとなります。また、生活の成り立たない年金制度は若者の年金への不信を大きくします。財政難を理由として提案されている税と社会保障の一体改革は、その場しのぎの提案であり、しかも戦後この国が目指してきた社会保障の充実に反し、この国の社会保障をないがしろにするものです。

本町議会が住民の生活を守るためにも、国に対して社会保障を充実・向上させるよう強く求めることが今求められています。年金受給額削減に反対の意思を、そして年金制度改悪反対の意思を表されることを求めるものです。

議員皆さんの賛同をお願いしまして、本意見書の提案理由とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) ただいまの趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。12番、小走議員。

○12番(小走善秀君) 当初いただいた「意見書決議のお願い」、これが全日本年金者組合奈良県本部 委員長 藤垣さんということになっておりますが、この団体なんですけれども、どういう団体なんですか。

○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私は、この意見書については今議員がおっしゃったように、そういう団体から陳情が来ていると。それで、もしこの意見書に賛同するならば、議員から議案の発議をしたらどうですかという提案をいただきました。

ですから、その年金者組合さんがどうこうということは関係なしに、もう出ている陳情を受けた中身の意見書をぜひこの議会に上程したいということで上程したものですので、この団体さんがどういう方であるのかは判断していませんので。私がお付き合いのある方だろうと思いますけども、思いますけども、中身については、ここでしゃべるのは、ちょっと筋が違っているかなと私は思いますので、その中身については、ちょっと私はわかりませんという答弁をさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） やはりこの議会、政治の場でもございますし、各種団体いろいろな取り組みをされておられる中で、やはりその出された団体がどういう団体なのかということを知ることでも大事なことであろうと思いますので、お尋ねいたしました。

ちょっとホームページを見させていただくと、この藤垣さんという方は、奈良県の労働組合……。 （「議長、すみません」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） ちょっと待ってください。 （「ちょっと暫時休憩してください。この意見書を出したのは私です。その団体が出されたんじゃないです。私が出したんです、この意見書をね。ですから私に対して質問していただくのはいいんですけども、議会に対して陳情を出した人に対して云々というのは、ちょっと筋が違うと思うんですよ。私が議案を出してるんです」と吉田議員呼ぶ）

質問の中身をちょっと変えてください。

○12番（小走善秀君） わかりました。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

ほかにありませんか。12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） 議長からそういうふうに変えよということなんですが……。

○議長（松本宗弘君） 小走議員、紹介議員の吉田議員と違って、吉田議員の意見書だから、吉田議員に対してという形だからね。

この件に関して、紹介議員として吉田議員が述べられる場合でしたら、またそれは話ししてくれてもいいんですけども。吉田議員が提出者という形を出しておられるから、吉田議員に対してという形で質疑されたらどうかなと思いますね。

○12番（小走善秀君） そしたら質問を変えて。これは吉田議員、全然関係ない人？（「同じことですよ」と吉田議員呼ぶ）

いや、それは聞かせてもらわないとね。さっきも言うたように、やはり背景があって、我々いろいろな判断もしたいわけだね。それは、やっぱりその辺のことをわかっていることは教えていただけたらと思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。「提出者は私です」という言葉で終わるだけと違いますか。

○9番（吉田容工君） はい。一番最初に質問していただいたときに答えさせていただいたように、私が存じ上げている方だとは思いますが。しかし、この意見書は私が提案させていただいたので。だから、その方々云々というのは、まずちょっと横に置いていただいて、私が提案したこの発議について真摯に質疑していただいたらありがたいと思いますので、それでよろしくをお願いします。

○議長（松本宗弘君） 「提出者は私です」と言ってくれたら一番早いですよね。よろしいですか。ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） それでは公的年金の削減に反対する意見書について反対の立場から意見を申し上げます。

ご承知のように、公的年金制度は健全な国民生活の維持向上と、老後を安心して迎え、活力ある高齢化社会を実質的に支える重要な制度でございます。すなわち年金受給者にとって、長年にわたり年金保険料を納付し、国が約束した年金額をもとに生涯の生活設計を立てて生活しており、将来において老後の生活を支え、安心して暮らせる年金の給付水準の確保のための制度設計を図ることが重要です。そのた

めには、超高齢化社会にあつて、社会保障制度を持続可能とするために、安定的な財源が不可欠でございます。

現在、通常国会において社会保障と税の一体化改革について集中審議されていますが、政府が決定した一体改革の大綱は、年金の将来像が示されていない。新年金制度においては、年金を含む社会保障の全体像を示し、そのために必要な財源はどの程度で、新たな国民負担はいくらあるのか。その一つひとつについて、できる限り具体的な中身を示す、これが一体改革のあるべき姿です。

消費税だけがはっきりしているのに、新年金制度の中身がさっぱりわからない。その後、明らかにされたのは、保険料15%、最低保障年金の月額7万円という2つの数字だけ。生涯の平均年収いくらで最低保障年金がもらえるのか、肝心な点があいまいしていません。これでは国民の皆様にとって到底ご理解を得ることができません。また、制度の根幹が不明確なままでは、いつまでも議論ができない状況となっております。

本来、一体改革であれば、社会保障の具体化、景気回復、消費税の使途、さらに消費税に限らず、税制全体の改革で財源を捻出するなどの条件を盛り込んだ新年金制度となるような議論が必要であると考えます。

今回、公的年金の削減に反対する意見書では、年金の必要な部分を指摘されているようですが、先ほども申しましたように、政府においては、まだ年金の将来像が示されていないことや、特に社会保障制度を持続可能とするための安定的な財源があいまいなため、国会内で具体的な議論が進まない状況となっております。

今後国民の皆様によりわかりやすく納得できる、持続可能な年金本来の制度設計となるよう国会で議論を深めていかなければなりません。

今回の意見書については、以上述べましたような状況から時期尚早と考えますので反対の意見とさせていただきます。議員各位におきましては、よくご理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。3

番、森議員。

(3番 森 良子君 登壇)

○3番(森 良子君) 公的年金の削減に反対する意見書に対する賛成討論をします。

今日、私たち多くの国民を含めて、高齢者の生活実態も、国内経済の状態はその深刻さを深めています。当時の自民党政権は物価指数の低下を理由とした、年金引き下げを2000年度から3年間、合計1.7%、高齢者の生活実態と経済への悪影響に配慮して保留しました。その年金を特例水準の年金としています。その後、賃金低下の中で1.7%が2.5%に拡大しているとされています。

今、高齢者は本来の年金より2.5%高い年金を受け取っているとは、だれも考えてはいません。10年間の経過の中で完全に定着しているのです。これは、もはや時効消滅したものとするのが自然です。

この特例水準の解消は高齢者の生活実態を無視した暴挙であり、断じて容認できるものではありません。したがって、1から5の内容について、各議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

○議長(松本宗弘君) ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより発議第4号、公的年金の削減に反対する意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

議案の一括上程(報第1号より議第19号までの21議案について)

○議長(松本宗弘君) 続きまして、報第1号、平成23年度田原本町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の報告より、議第19号、権利の放棄についてまでの21議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、報第1号より議第19号ま

での21議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) それでは平成24年田原本町議会第1回定例会に提案いたしました平成24年度各会計予算案を始め、重要案件のご審議をお願いするに当たりまして、所信並びに新年度における施策の一端につきましてご説明を申し上げ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

予算案の概要を申し上げる前に、まず地方を取り巻く経済情勢並びに財政環境につきまして申し上げます。

我が国の経済情勢でございますが、内閣府公表の2月の月例経済報告によりますと、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直している」とする一方で、「欧州の政府債務危機が、金融資本市場に影響を及ぼしていることなどから、海外景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクが存在する」また、「電力供給の制約や原子力災害の影響、さらにはデフレの影響、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である」としております。

こうした経済状況下において、平成24年度の国における地方財政への対応といたしましては、昨年9月に閣議決定された「平成24年度予算の概算要求組替え基準」に基づき通常収支分と東日本大震災分を区分して整理され、通常収支分については、平成24年度から平成26年度までの中期財政フレームに沿って、社会保障関係費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を平成23年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう確保することを基本として、所要の対応を行うとされております。

一方、本町の財政状況を見ますと、平成22年度普通会計決算は黒字となりましたが、自主財源の柱である町税収入が前年度から約1億1,000万円の減となり、自主財源全体の比率も平成19年度の50.8%から低下を続け、41.9%となりました。あくまでも黒字決算となった要因は地方交付税などの増によるもので、依存財源に頼っているというのが現状でございます。また、改善されたものの経常収支比率は依然として高く、償還のピークが過ぎた公債費も、いまだ高い水準にあり、財政の硬直化傾向にあることに変わりはありません。

さて、このような状況の中で編成いたしました平成24年度の当初予算案であります。財政環境が非常に厳しい中、経常的な経費については、一層の経費の縮減を行った上で必要な予算づけを行い、また、政策的な経費についても、必要性、緊急性を十分に精査した上で、優先順位づけを行い、真に平成24年度に実施しなければならないものみに予算づけを行うことといたしました。

それでは新年度予算案の概要につきましてご説明を申し上げます。

平成24年度の予算規模は、一般会計予算案が97億3,400万円、前年度当初予算との比較では5億2,600万円、率にして5.1%の減となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計予算案が35億7,344万1,000円、7.6%の増。

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案が246万5,000円、28.2%の減。

公共下水道事業特別会計予算案が17億9,635万7,000円、1.9%の増。

後期高齢者医療特別会計予算案が3億5,399万円、7.5%の増。

介護保険特別会計予算案が21億3,348万円、6.1%の増。

磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計予算案は1,233万円、1.0%の減でございます。

水道事業会計予算案につきましては、収益的勘定が7億9,115万6,000円、0.7%の増、資本的勘定は4億76万5,000円、15.6%の減でございます。

各会計を合わせました総額は187億9,798万4,000円で、前年度当初

予算との比較では1億6,336万1,000円、0.9%の減となりました。

まず、一般会計の歳入でございますが、町税収入は、前年度当初予算に比べ、約1億円、2.8%の減で、これは景気低迷や退職者の増加に伴う給与所得の減少による個人町民税の減収と3年に一度の評価替えによる固定資産税の減収によるものでございます。

次に地方交付税は、前年度当初予算と比べ、800万円、0.3%の減で、これについては、公債費の見込みが減少したことなどによるものであります。

また、臨時財政対策債は、地方財政計画を反映し、前年度当初予算に比べ、3,800万円、6.3%の減を見込んでおります。

これらの要因により、歳入一般財源は、前年度に比べ約2億1,700万円、2.9%の減を見込んだものであります。

一方、歳出は、公債費が償還のピークを過ぎ、引き続き減少となりますが、厳しい経済情勢や少子高齢化の進展、さらに国の施策により経常的な経費の増加は顕著でありまして、財政の硬直化の進展が懸念されるところでございます。

さて、平成24年度は「自然と歴史・文化が育む新しい生活拠点たわらもと」をまちづくりの将来像とした、第3次総合計画の取り組みの6年目となり、後期計画期間のスタートの年に当たります。それでは、この総合計画の施策分野ごとに新年度の重点事業の主なものについてご説明を申し上げます。

1つ目の「共に幸せを感じられるまちづくり」では、子どもを始め高齢者や障がい者がともに安心して暮らせる福祉のまちを目指してまいります。

まず、安心して暮らせる福祉のまちの実現に向けては、子育て支援環境の充実を図ります。

保育事業につきましては、延長保育、病児・病後児保育や学童保育事業等を引き続き実施し、育児と就労の両立支援に努めてまいります。

なお、学童保育は指定管理者制度を導入し、入所対象を小学校3年生までから小学校4年生までに広げるとともに、開所時間についても拡大いたします。

また、地域子育て支援の拠点として、主に0歳から3歳までの乳幼児の子育てと、親子交流の場となる「つどいの広場」を引き続き開設してまいります。

次に、高齢者福祉施策と介護保険事業の一体的な取り組みを進めるための「高齢

者保健福祉計画・介護保険事業計画」につきましては、平成24年度を初年度として新たに策定した3カ年の計画により、田原本町社会福祉協議会や関係団体との連携を図りながら介護サービスや介護予防サービスに努めてまいります。

また、高齢者の虐待防止対策といたしましては、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を始めとした関係機関との連携を図りながら、虐待を受けた高齢者に対する支援などに取り組んでまいります。

次に、障害者施策につきましては、障がいのある方々が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備するため、保健・福祉サービスの充実を図り、自立と社会参加の促進に努めてまいります。

なお、「障害者計画」と「障害福祉計画」についても、新たに策定した新年度から5カ年の「第2次障害者計画」と、3カ年の「第3期障害福祉計画」により障害者施策に取り組んでまいります。

続いて、保健・医療事業では、育児不安の軽減や疾病の早期発見を目指し、新生児訪問指導、乳幼児健康診査等に取り組んでまいります。

また、がん検診の受診を促進するため、一定年齢を対象に大腸がん検診及び女性特有のがんである子宮頸がん、乳がん検診の助成を引き続き実施してまいります。

さらに、予防接種事業につきましては、定期予防接種に加えて任意接種であるヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の助成を継続するとともに、妊婦一般健康診査についても引き続き助成を行ってまいります。

なお、奈良県健康づくりセンター東館への移転の準備を進めておりました「町保健センター」と「磯城休日応急診療所」が、新年度から新たな地域保健医療の拠点としてオープンいたします。

次に、国民健康保険事業につきましては、景気低迷による所得の伸び悩みや低所得者層の増大などにより、極めて厳しい財政状況にありますが、引き続き国民健康保険制度の維持及び安定的運営を確保するため、医療費抑制を踏まえた特定健康診査等保健事業の充実に努め、健全な国保運営の推進を図ってまいります。

2つ目の「人が生きいきと輝くまなびのまちづくり」では、学校教育の充実を図るとともに、生涯学習による人づくり・まちづくりを推進いたします。

本町の学校教育につきましては、これまでの教育実践を踏まえながら「感謝の心でいきいきあいさつ、心豊かにたくましく生きる子ども」の育成を指導の重点とした組織的・計画的な取り組みを進め、子どもたち一人ひとりの個性を生かし、個に応じたきめ細やかな教育実践を積み重ね、「魅力と活力ある園・学校づくり」を基本に据えて取り組んでいるところでございます。

新年度から中学校でも新学習指導要領が完全実施されますので、必要な教材等を配備いたします。なお、これにより幼稚園、小学校、中学校のすべてにおいて新しいカリキュラムでの学習となります。

また、幼稚園・保育園から小学校への円滑な移行が図られるよう、小学校1年生のすべてのクラスで30人を基準とする少人数学級編制に引き続き取り組むとともに、各小・中学校には、いじめ不登校対策・特別支援教育支援員を配置し適切な指導と支援の充実を図ってまいります。

次に、学校給食につきましては、行財政改革により職員定数の適正化を推進していく中で、充実した学校給食の提供を確保するため、まず、南小学校において給食調理業務に民間活力を導入し、効率的な運営を図ってまいりたいと考えております。

また、教育施設の整備では、児童・生徒の安全確保や災害時における避難施設としての役割を果たすために、計画的に耐震化事業を実施しているところでございます。新年度においては、国の財政措置の関係により、今年度の補正予算として計上した南小学校南館校舎及び平野小学校中館校舎の耐震工事、また、次年度以降の耐震補強に向けた南小学校北館校舎及び北中学校北館校舎の実設計画を行ってまいります。

なお、平成22年度から3カ年計画で進めてまいりました小・中学校の児童生徒の机・椅子の更新については、教科書の大判化に対応する規格品への整備が新年度で完了いたします。

次に、生涯教育につきましては、住民の自主的な学習意欲を支援するため、公民館、図書館を拠点として、新年度も教室や講座を開催してまいります。

また、図書館におきましても、老朽化した図書館システムを更新し、利用者サービスの向上に努めてまいります。

なお、青垣生涯学習センターにつきましては、駐車スペースが不足しがちで大変

ご不便をおかけしているところですが、新年度において、約60台が駐車可能な駐車場を増設したいと考えております。

スポーツ振興では、拠点となる中央体育館をリニューアルいたします。国の財政措置の関係により、本年度の補正予算として計上した天井パネルの落下を防止するための改修工事とあわせて、新年度においてはトレーニング室に競技器材を配備するとともに、館内のトイレ改修を行うなど、機能の充実を図ってまいります。また、老朽化の著しい中央体育館庭球場の人工芝コートについても全面改修を行います。

次に、文化財の保存整備につきましては、唐古・鍵考古学ミュージアムを情報発信基地として、本町の魅力ある文化遺産の情報を発信するとともに、その保全と活用を推進してまいります。

また、国史跡である唐古・鍵遺跡は、本年度策定した全体設計に基づき、本格的に史跡公園の整備工事に取り組みます。

次に、基本的人権の尊重につきましては、一人ひとりの基本的人権が尊重され、自由で平等な社会を実現するため、さまざまな機会や場を通して人権教育、人権啓発の充実に引き続き努めてまいります。

3つ目の「都市基盤が充実したまちづくり」では、総合的な都市基盤の整備を推進し、利便性と安全性に優れた魅力あるまちを目指してまいります。

まず、田原本駅周辺の整備につきましては、人々が住まい・賑わう暮らしよい田原本駅前を目指して、南街区の再開発の検討を引き続き行います。また、駅前の活力が減退傾向にあることから、活性化を図る整備メニューや駅前空間全般の修景などを検討し、活性化とにぎわいを創出する取り組みを行ってまいります。

次に、交通弱者対策及び田原本駅周辺の活性化を促す地域公共交通につきましては、デマンドタクシーの実証運行の最後の年として、地域公共交通総合連携計画に基づき事業を実施してまいります。

次に、道路交通につきましては、昨年、市街化区域に編入し、企業立地を図る田原本インターチェンジ周辺地区のまちづくりを推進していくために、新年度において周辺道路などの基盤整備を行うために概略設計等を実施してまいります。

このほかの道路整備事業といたしましては、新年度に完成を予定している宮古25号線を始め、道路改良工事や交通安全施設の整備、維持管理に取り組んでまいり

ます。

また、雨水対策につきましては、本年度実施いたしました排水区域の調査に基づき雨水対策事業を進めてまいります。

続いて、水道事業につきましては、数年来続いております単年度赤字財政からの脱却、累積欠損金の解消に向けて、皆様のご理解とご協力により、昨年10月1日から料金改定をさせていただいたところでございます。水道事業の本質となる安心で安定した水道水を供給していくために、引き続き経費の抑制や維持管理費節減に努め、健全で効率的な事業経営を推進してまいります。

次に、下水道事業につきましては、住環境の改善や公衆衛生の向上、また、水質保全を図る上で欠かすことのできない施設であり、計画的に面的整備を進めているところであります。

新年度は公共下水道事業が整備面積5.9ヘクタール、特定環境保全公共下水道事業が整備面積10.6ヘクタールの整備を行ってまいります。

4つ目の「快適に生活できるまちづくり」では、豊かな自然を活用した居住環境の向上に努めるとともに、総合的な防災体制の構築など、安全なまちづくりを推進いたします。

まず、良好な住まいづくりを実現するための耐震化への取り組みといたしましては、住宅無料相談会の開催を始め、耐震診断や既存木造住宅耐震改修工事に要する経費について引き続き助成をしてまいります。

次に、廃棄物の抑制とリサイクルの推進につきましては、広報紙等による環境・ごみ問題の啓発とともに、地域における資源回収団体への助成の継続など、循環型社会を実現していくために、ごみの減量化、資源化に取り組んでまいります。

なお、新たなごみ処理施設の整備に関しましては、御所・田原本環境衛生事務組合に五條市が参入いたします。新年度につきましては生活環境影響調査など、施設建設に向けての具体的な事業が進められます。

次に、安心・安全なまちづくりについてでございます。

まず、重大な危機や災害に備え、総合防災訓練の実施や自主防災組織の育成強化、防災知識の普及に努めるなど、防災体制の強化に取り組んでまいります。

また、平成22年度から整備を進めてきた緊急地震速報や災害時の避難情報を伝

達するための同報系防災無線につきましては、新年度から運用を開始いたします。

続いて、防犯、交通安全につきましては、田原本警察署などの関係機関との連携により、地域防犯体制の強化と交通安全対策を推進してまいります。

また、放置自転車の防止対策といたしまして、近鉄笠縫駅の東側に自転車駐車場の設置を計画しており、新年度から建設の準備に着手いたします。

5つ目の「活力湧き出る産業振興のまちづくり」では、地域特性を活かした農業の振興を始め、工業基盤、商業基盤の整備及び観光資源の開発など、活力とにぎわいのある豊かな町を目指してまいります。

まず、農業振興に関しましては、本町独自の自給率向上対策事業補助金制度などにより、引き続き支援を行ってまいります。

また、担い手となるべき農業者や新規就農者の育成を図り、優良農地を確保するための新たな農業振興地域整備計画の策定や、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを進めるとともに、地域の特性を活かした野菜や花卉作物の品質の向上に努め、ブランド野菜の確立、地産地消の奨励について積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

さらに、国の「農業水利施設診断事業交付金」を活用して、主な井堰の劣化状況を把握するための機能診断を行い、これに基づく井堰機能保全計画書を作成し、既存施設の有効活用や長寿命化を図ってまいります。

次に、商工業振興につきましては、長引く景気の低迷により、町内の商工業を取り巻く環境が非常に厳しい状況にあるため、事業の運転、設備、店舗改造資金を必要とする中小企業者に対する資金融資制度を引き続き実施いたします。

また、企業誘致に関しましては、県との連携を図りながら、中小企業総合展等へのブースの出展や、企業訪問の実施などに積極的に取り組んでまいります。

続いて、観光振興につきましては、本町の恵まれた自然と文化遺産の活用を図るとともに、地域産業を活用した特産品の開発やイベントの開催にも取り組んでまいりたいと考えています。

特に今年は、本町が生誕の地とされる太安万侶さんによって「古事記」が編纂されて1300年という節目の年に当たります。

県では、「古事記」完成1300年目の平成24年から、「日本書紀」完成13

00年目となる平成32年までの9年間をつなぎ「記紀・万葉プロジェクト」として、歴史素材を活かした歴史とのつながりが実感できる取り組みが行われます。

本町でも、このプロジェクトなどと連携するとともに、古事記編纂者の一人、稗田阿礼ゆかりの大和郡山市との共同事業の実施や、昨年設立された「古事記1300年紀事業実行委員会」を中心に、町内各種団体との協働により多様な事業を展開し、多神社を始めとした太安万侶さんや、古事記ゆかりの地・伝承など田原本の魅力在全国に発信してまいります。

6つ目の「効率的な計画推進をめざしたまちづくり」では、住民の主体的な活動と、行政の効率的で計画的な行財政運営の双方が協働し、町の将来像の実現を目指してまいります。

まず、住民参加につきましては、まちづくりは住民の皆様と行政とのパートナーシップが基本となることから、引き続き町政への住民参加機会の拡大や広聴・広報活動の充実に努めます。

次に、行財政運営についてでございます。

平成21年度から3カ年で構築、試行いたしました人事評価制度については、新年度から本格実施をいたします。

このほか職員力を高める施策といたしまして、職務に活用できる資格取得に係る費用助成制度を創設するとともに、職員研修制度の内容についても、より充実させてまいりたいと考えています。

また、財政運営の健全化を図るため経常的な経費を抑制することはもとより、自主財源を確保するため、町税の徴収率の向上を図ってまいります。具体的には、納税相談や夜間納税窓口を継続して開設するとともに、税負担の公平性の観点からも、悪質な滞納者には財産の差し押さえ及び公売等の強制執行を実施するなど、徴収体制の強化に取り組んでまいります。

さらに、高度情報化社会への対応といたしましては、経費の削減と事務の効率化を図るため、平成22年度から近隣の7市町で準備を進めてきた自治体クラウドを活用した基幹業務システムの共同化が新年度から稼働いたします。

以上が平成24年度の施政方針でございます。

続きまして、そのほかの議案につきまして申し上げます。

報第1号及び第2号の補正予算の専決処分の報告につきましては、基礎年金拠出金に係わる公的負担率の変更による職員共済組合負担金等の補正であります。

まず、報第1号、平成23年度田原本町一般会計補正予算（第4号）は、補正予算額が1,346万5,000円の増額で、予算総額は105億6,595万7,000円となり、財源は繰越金であります。

報第2号、平成23年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、補正予算額が57万5,000円の増額で、予算総額は17億6,719万5,000円となり、財源は一般会計繰入金であります。

いずれも地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年1月24日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議第9号、平成23年度田原本町一般会計補正予算（第5号）につきましては、補正予算額が1億7,210万6,000円の増額で、予算総額は107億3,806万3,000円となります。

補正の内容といたしましては、まず、第2款総務費、670万円の増額は、定年退職以外で退職する職員に係る退職手当特別負担金であります。

第3款民生費、147万3,000円の増額は、介護保険システムの改修経費に係る介護保険特別会計繰出金であります。

第4款衛生費、1,200万円の増額は、日本脳炎予防接種及び子宮頸がん予防ワクチン接種において、接種者数が当初見込みを上回る見通しとなったことから必要となる経費を補正するものであります。

第5款農林水産業費、6,600万円の増額は、国の第4次補正予算を受けて実施する農業基盤対策事業で、矢部地区の水路工事及び八尾井堰地区の井堰改修工事に係る所要の経費であります。

第7款土木費、4,559万2,000円の減額は、平成22年度から進めてきた町道小阪・富本線踏切改良工事において、近畿日本鉄道株式会社の工事発注に伴う積算及び工事の進捗に伴い詳細に算出された金額の変更により、当初概算額による協定金額が変更になることによる5,229万円の減額及び町道小阪・富本線道路用地の購入費、354万2,000円の増額、公共下水道事業特別会計繰出金、315万6,000円の増額によるものであります。

第9款教育費は1億3,152万5,000円の増額であります。

その内訳といたしましては、国の第3次補正予算を受けて実施する南小学校南館校舎及び平野小学校中館校舎の耐震補強等工事費、4,366万円の増額、田原本中学校音楽室空調設備設置工事費、1,036万5,000円の増額及び中央体育館天井修理工事費、3,850万円の増額であります。

このほか保健センターの移転に伴い、文化財保存課を現保健センターの東館へ移転させ、現分庁舎に埋蔵文化財収蔵庫を新設するために必要となる経費、3,900万円を増額するものであります。

以上の財源につきましては、国庫支出金、県支出金、地方債、分担金、繰越金であります。

なお、第2表の繰越明許費については、民生費のコンピュータシステム改修業務委託料のほか7件が本年度内に完了できない見込みでありますので、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越すものであります。

次に、第3表の債務負担行為補正は、農業基盤対策事業（八尾井堰改修工事）で、指定期間は平成24年度から平成25年度までの2年間、限度額は4,500万円であります。

また、第4表の地方債補正は、社会資本整備総合交付金事業について事業費の減額により限度額を変更するものであり、また、国の補正予算を受けて実施する農業体質強化基盤整備促進事業ほか3件は新たに限度額を追加するものであります。

次に、議第10号、平成23年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算額6,844万1,000円の増額で、予算総額は33億9,082万3,000円となります。

補正の内容といたしましては、国保総合システム稼働時期延伸に伴う追加分担金の増額、高齢化の進展や医療の高度化などによる一般被保険者療養給付費の増額及び精算に伴う国庫支出金返納金の増額であります。なお、財源は国庫支出金、県支出金及び繰越金であります。

次に、議第11号、平成23年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ2億1,240万円減額補正するもので、予算総額は15億5,479万5,000円となります。

補正の内容といたしましては、東日本大震災の影響により国庫補助金が減額されたことから、当初見込んでいた今年度における事業費の確保が困難となり事業規模を縮小したため、歳入歳出予算を減額するものであります。

また、第2表の地方債補正は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業ともに事業費の減額により限度額を変更するものであります。

次に、議第12号、平成23年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正予算額294万5,000円の増額で、予算総額は20億4,731万9,000円となります。

補正の内容といたしましては、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修に要する経費を補正するものであります。

なお、財源は国庫支出金及び一般会計繰入金であります。

次に、議第13号、田原本町税条例の一部を改正する条例につきましては、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、10年間に限り、町民税均等割に500円を加算する改正及び地方税法の改正に伴う条文整備であります。

次に、議第14号、田原本町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第5期介護保険事業計画により介護保険料の改定を行うものであります。

次に、議第15号、田原本町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、土地改良法の改正に伴う条文整備であります。

次に、議第16号、田原本町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、公営住宅法等の改正により、入居収入基準等を条例により規定するものであります。

次に、議第17号、町道小阪・富本線踏切改良工事委託協定の変更につきましては、仮設工法等の見直しによる工事費の減額及び構造物撤去に伴う工期の延伸によるもので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議第18号、田原本町道路線の認定につきましては、開発寄附に伴う4路線の認定であります。

次に、議第19号、権利の放棄につきましては、山辺広域行政事務組合消防庁舎

建設事業を実施するにあたり、各構成市町村より出資されている「山辺広域振興基金」の一部を取り崩し、当該事業の財源の一部として充当するもので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午前11時24分 散会